

鳥取県告示第549号

漁船法（昭和25年法第178号）第19条の規定により漁船の登録を取り消すことに伴い、同条後段の規定において準用する同法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条前段の規定により告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成23年10月7日（金）午前10時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁農林水産部会議室（鳥取県庁本庁舎4階）